

選ばれる地域No.1 代理店づくり!

～営業戦略編～

セブンスターズコンサルティング株式会社

代表取締役 佐々木 篤史
シニアコンサルタント 平野 芳生

9

ランチエスター競争戦略、情報提供型の購買心理学を基にした価値型セールス、営業スキル研修の3つの柱に基く保険ノ共済代理店、営業パーソン向けに「売れ筋」の仕組みづくりの効率化支援コンサルタントとして活動中。NPO法人ランチエスター協会認定インストラクター一般社団法人 地域活性化推進機構登録専門家、NPO法人 リスクマネジャー & コンサルタント監修 シニアコンサルタント https://seven-stars.co.jp/

2年
プロ
ライ
ル

ランチエスター競争戦略、情報提供型の購買心理学を基にした価値型セールス、営業スキル研修の3つの柱に基く保険ノ共済代理店、営業パーソン向けに「売れ筋」の仕組みづくりの効率化支援コンサルタントとして活動中。NPO法人ランチエスター協会認定インストラクター一般社団法人 地域活性化推進機構登録専門家、NPO法人 リスクマネジャー & コンサルタント監修 シニアコンサルタント https://seven-stars.co.jp/

スの量」と「質」を高めることで、強者ができることと弱者ができることの差別化が図られる。

弱者ならではの 「量」と「質」を高める

市場占有率(シェア)の3大目標値(田岡・斧田シェア理論)		
シェア目標値	名 称	定 義
73.9%	上限目標値	独占的となり、その地位は絶対的に安全となる。ただし、一社独占は必ずしも安全性・成長性・収益性が良いとはいえない。これ以上取らない方が良い。
41.7%	安定目標値	3社以上の競争の場合、圧倒的に有利となり、立場が安定する。首位独走の条件。△ No. 1
26.1%	下限目標値	強者(No. 1)の最低条件。これを下回ると1位であっても、その地位は不安定。△ 強者

税金の納め過ぎの救済措置「更生の請求」

確定申告後、間違いに気づいたら

知ってトクする -969-

税務情報



2018年分の所得税等の確定申告は、3月15日(金)が申告期限です。例えば申告書を提出した後で記載内容など誤りが分かった場合、申告期限内であれば正しい確定申告書を訂正申告といふことで提出すればOKです。確定申告書が同じじらか複数提出された場合は、原則として、日付が最後の申告書が効力をもつのです。では、申告期限後に訂正したい場合や、申告書を提出するのを忘れていた場合は、どうすればいいのでしょうか。今回はこれについて紹介します。

▼更生の請求

まず、期限後の訂正で、誤りにより納める税金が多かった場合や、還付される税金が少なかった場合は「更正の請求」という手手続きを行うことで税金が還付されます。

更正の請求をする場合は、更正の請求書に必要事項を記入して所轄の税務署長に提出します。

更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

更正の請求があった場合、税務署で調査が行われ、減額更正するか、あるいは、更正すべき理由がない旨を請求者に通知します。つまり、更正の請求が行われたからといって、必ずしも減額更正が認められるわけではありません。

なお、更正の理由がないとする処分があった場合に、その処分内容に不服があれば、国税不服審判所への審査請求

等を行うことが可能です。

▼修正申告

一方、申告した納税額が少ないとや還付してもらう税金が多過ぎた場合は、「修正申告」を行い、足りない税金を納めることとなります。

修正申告をする場合は、修正申告書に必要事項を記入して所轄の税務署長に提出します。

修正申告によって新たに納付する税額には延滞税(納期限の翌日から2ヶ月を経過するまでの期間が原則年2.6%、それ以降は原則年8.9%)が加算されます。

また、税務署の調査を受けてから修正申告をした場合は、新たに納めことになった税額のほかに、新たに納めことになった税金の10%(新たに納める税金が当初の申告納税額と50万円とのいずれか多い金額を超えている場合その超えている部分については15%)相当額の過少申告加算税、または35%(場合によって40%)の重加算税が課せられます。

▼期最後申告

期限内に確定申告を忘れた場合は、期限後申告として取り扱われ、申告等によって納める税金のほかに無申告加算税が課せられます。

無申告加算税は、原則として納付すべき税額に対して、

50万円までは15%、50万円を超える部分は20%の割合を乗じて計算した金額となります。ただし、税務署の調査を受ける前に自主的に期限後申告をした場合には、5%に軽減されます。

④郵送する場合

郵送する場合は、税務上の申告書や申請書・届出書は「信書」に当たることから、郵便物(第一種郵便物)または信書便物として税務署に送付する必要があります。提出日は、それらの消印(通信日付印)により表示された日となります。郵便・信書便以外の場合には、税務署に到達した日が提出日となります。ですので、提出期限ギリギリの3月15日に郵送するなら、必ず郵便または信書便で、また、ボスト投函は翌日扱いになる可能性があるので、郵便局(※)の窓口から送付するようにします。

なお、e-Taxの場合は3月16日の24時を過ぎて受信されたデータは、期限後の提出となります。

※消印は集配局で押されるため、無集配局の窓口時間終了間際に差し出された郵便物は翌日の通信日付印による可能性があります。実際、翌日の消印になります。期限後申告され、裁判にまで至ったケースもあります。判決では原告である納税者の主張が認められましたが、余裕な手間や費用がかからないよう、余裕をもって申告したいものです。

代理店経営情報

シンニチ
代理店版

前回は弱者の基本戦略である差別化戦略における五大戦法のうち、「一騎討戦」、「一点集中主義」について実戦事例を挙げながら解説を致しました。今回は「闘動戦」と「市場占有率の科学」について実戦事例について解説します。

実に実行していくといつある保険代理店では、同様のものです。

強者の場合は、豊富な経営資源を有効に活用し、効率的に競争に勝つことを意識するものです。

が、経営資源が豊富ではない場合、競争力は弱者にとっても想定される弱者です。

が、経営資源が豊富ではない場合、競争力は弱者にとっても想定される弱者です。